

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

公正取引委員会「荷主との取引に関する実態調査」の実施について
(お知らせ)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を定め、物流における取引の公正化に取り組んでおり、例年同様、物流事業者を対象に標記「荷主との取引に関する実態調査」を書面により実施する旨通知がありましたのでお知らせいたします。なお、調査票は本年1月13日より公正取引委員会から調査対象事業者に対して発送されております。

本調査は、令和3年12月27日に関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられ、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるように取組を進めていくこととされており、荷主による買いたたきに関する質問項目等含めた実態を把握する上で大変重要な調査となっております。

つきましては、本調査の周知にご協力いただくとともに、調査対象となった会員事業者から問い合わせ等があった場合には、下記の公正取引委員会物流書面調査事務局をご案内いただけますようよろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・公正取引委員会から調査対象事業者への協力依頼文書
※調査票等は、別途、各県の代表メールアドレス宛てにお送りいたします。

【公正取引委員会ホームページ】

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>

※上記ホームページから調査票等を確認いただけます。

※本調査に関する問い合わせ先：

公正取引委員会 物流書面調査事務局 (コールセンター)

TEL：03-6383-3983

(受付時間：土日祝日を除く 9:30~12:00、13:00~17:30)

コールセンター設置期間：令和5年1月16日(月)~令和5年2月7日(火)まで

本件問合せ先：全日本トラック協会 企画部 電話：03-3354-1037

代 表 者 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長
(公印省略)

荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定めています（物流特殊指定の概要については同封の「荷主との取引に関する調査票」最終ページの参考を御参照ください。）。

このたび、荷主から提出された物流事業者名簿を基に、貴社を含む物流事業者の皆様へ書面調査への御協力をお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容については、公正取引委員会の独占禁止法又は下請法の執行部門に情報提供することがあります。また、回答用紙に記入された個別・具体的な内容については回答者が特定できる形で第三者に開示したり外部に公表したりすることはありません。公正取引委員会の職員には、職務上知り得た事業者の秘密に関して、法律（独占禁止法第39条）により守秘義務が課せられています。

公正取引委員会は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

記

1 提出物 「回答用紙」

※ 公正取引委員会のウェブサイトにも回答用紙（エクセル形式）を掲載しています。

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>

2 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）を御利用いただくか、エクセル形式又はPDF形式にて電子メールに添付して提出してください。

電子メール提出先： logistics@shinkou-jp.co.jp（業務委託先。回答提出専用）

3 提出期限 令和5年1月31日（火）

問い合わせ先 **公正取引委員会 物流書面調査事務局（コールセンター）**

03-6383-3983

受付時間：土日祝日を除く 9：30～12：00

13：00～17：30

設置期間：令和5年1月16日（月）～令和5年2月7日（火）

4 注 意 事 項

- (1) 調査対象荷主は、同封の「回答用紙」の表面上方の赤枠内に記載している事業者です。
- (2) 調査対象期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）において、当該事業者と物品の運送又は保管に係る取引を行っていない場合には、「回答用紙」1ページ目の必要な箇所のみ記入し、提出してください。
- (3) 回答内容について、公正取引委員会の担当者が照会する場合がありますので、提出物の写しを保存してください。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、前記のコールセンターにお寄せください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

（要望・意見の例）

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。